

1 児童相談所設置に伴う児童福祉施設の整備の基本的な考え方について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

- 児童福祉施設の整備について、10年間で前期、後期の計画期間に分けて施設の整備目標を設けているが、必要性についてどのように考えるか。
  - 児童養護施設などは、既に100名を超える県定員を利用している現状から、整備することが必要であると考え。これだけの定員数を前期5年間で整備することは困難であるので、負担の平準化という観点からも後期5年も含めた10年間で整備して行きたいと考えている。
- 少子化が進む時代背景の中、入所対象者が増加するという点の根拠について具体的に示す必要があると考えるが。
  - 平成2年以降、子供の数は減少しているが、逆に要保護児童の数は増加している。国の報告の中でも子供の人口は減少傾向にあるが、保護児童は増加している。昭和60年の出現率は761人に1人であったのが、平成16年には550人に1人になった。県内の状況についても虐待通報件数の推移が平成18年869件、平成19年1,043人、平成20年1,342人と毎年増加している。これらを踏まえ、毎年100名を超える措置を行っている本市の状況を加味して検討した。
- 児童福祉施設の整備は必置義務ではないものの、県との調整・協議の中で求められているものと理解してよいか。
  - 児童相談所の設置市として、また、政令指定都市として、整備すべきものとの考えがあり、市として、整備を進めるという方針の提出を強く求められている。
- 整備目標に施設数が入っているが、施設数よりも定員数を重視すべきであると考え。
- 本事案に関連する補助制度の具体的内容については、民間活力の活用や財政負担等を勘案した上で検討を行い、別途庁議に諮って欲しい。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認

以 上